

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起  
したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十七年六月二十三日

江戸川区長 多田正見

## 訴えの提起調書（総括表）

1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	11,726,415 円	3 件
合 計	11,726,415 円	3 件

債権の名称 江戸川区三世帯同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	3,528,953 円	平成27年3月25日	東京地方裁判所 平成27年(ワ)第8556号	平成27年3月27日	平成14年2月26日	6,500,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 葛飾区民 (連帯保証人) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
2	4,453,983 円	平成27年3月25日	東京地方裁判所 平成27年(ワ)第9003号	平成27年4月1日	平成7年11月20日	6,500,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
3	3,743,479 円	平成27年3月25日	東京地方裁判所 平成27年(ワ)第9072号	平成27年4月1日	平成9年3月28日	6,400,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
計	11,726,415 円						